

禍根を残す「教育機会確保法」

2016年12月20日
公教育計画学会理事会

第192回臨時国会の会期末、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が参議院本会議で可決、成立した。

この法律は、グローバル化に対応する人材育成、つまり、能力に応じてグローバル労働市場に適応できる人材育成のために公教育体制を再編＝教育制度の多様化することを主眼とする教育再生政策の枠にぴたりとあてはまる法律になっている。それは、教育再生実行会議の、とりわけ第九次提言（2016年5月）を見れば一目瞭然である。

今からちょうど10年前の2006年12月は教育基本法が「改正」された時、つまり教育再生政策を打ち出した第一次安倍政権の時である。その翌年の2007年4月、それまでの「特殊教育」が「特別支援教育」へと名称をかえながら、普通学校での「特殊教育」が拡大され、さらに、「学力向上」を目的として、全国学力調査が復活し、「学習状況調査」と合わせて行われるようになった。

約3年間の旧民主党を中心とした連立政権後に、本格化した第二次安倍政権以後の教育再生政策は、能力・個性に応じた教育制度の多様化と教育におけるナショナリズム強化とを同時に推し進めてきた。

教育基本法を「改正」すれば、「再生」されると強弁されていた「教育」とは果たして何であったのか。「再生されつつある教育」(?)によって、後期中等教育や高等教育の能力主義的再編はすすみ、高校間・大学間の序列化が一層進んでいる。

その一方で、特別支援学校・学級や通級指導に通う子どもたちは増加の一途をたどっている。「いじめ」や「不登校」といた現象はいつこうに減る見込みはない。むしろ、増加傾向すら垣間みえる。

教育機会確保法はこうした政策を下支えるという役割を果たすことになるだろう。教育支援センター（適応教室）や不登校特例校という第2、3の「学校」に通う子どもが増えるばかりか、フリースクールやフリースペースへの公的関与が強まることは目に見えている。また、就学支援金を不正受給したウィッツ青山学園高校の事件と同様に、第2、3の「学校」に絡む「悪意ある利権」が生み出される可能性も懸念される。

そうした観点から、「正規の学校」そのものとともに学ぶ学校へ改革することが重要である。そのことなしに行けないこと、行かないことを「問題視」し、そこへの復帰支援、あるいはそれに類似した施設・場所での公定された学習への支援を主眼とする不登校対策法になっていることに、本法律の最大の問題がある。

本法第三条では「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること」が基本理念とされているが、「学校における環境」ではなく、日本の学校教育そのものの問い直しこそ必要である。

奇しくも「カジノ法」とほぼ同時期に成立した本法が禍根を残すことは避けられない。

公教育計画学会としては、学校に行けない・行かない状態にある子どもを含むさまざまな子どもたちの課題に注目しながら、今後も継続して「教育機会確保法」成立後の日本の公教育のあり方を見つめ、問い直し、諸提案を続けていきたい。